

(様式第1号の4の2)【法人の場合】

売上高等が減少しかつ売上総利益率が10パーセント以上減少していることの報告書

令和 年 月 日

宮城県中小企業等再起支援事業補助金事務局 殿

(申請者)
住 所：〒

事業者名：
代表者名：

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響下における原油価格・物価高騰に起因して、下記のとおり売上高及び売上総利益率が減少していることを報告します。

1 「売上高」及び「売上原価」実績

(1) 直近決算期の「売上高」及び「売上原価」

直近決算期：令和 年 月 期

売上高 (A) 円

売上原価 (B) 円

$$\text{売上総利益率} \left(\frac{\text{売上高 (A)} - \text{売上原価 (B)}}{\text{売上高 (A)}} \right) = \frac{(C)}{\quad} \%$$

(小数点以下切り捨て)

(2) 直近決算期の1期前の決算期の「売上高」及び「売上原価」

売上高 (D) 円

売上原価 (E) 円

$$\text{売上総利益率} \left(\frac{\text{売上高 (D)} - \text{売上原価 (E)}}{\text{売上高 (D)}} \right) = \frac{(F)}{\quad} \%$$

(小数点以下切り捨て)

(3) 売上総利益率の減少率 $((F - C) / C) \times 100\%$
(小数点以下切り捨て)

※補助金の申請までに、申請日以前の直近決算期に係る法人税の確定申告が完了していない場合は、直近決算期及び直近決算期の1期前の両決算期について法人税第72条第1項に基づく仮決算による中間申告を行った場合に限り、当該両決算期の中間申告の売上高及び売上原価（売上総利益率）で比較することができます。

また、申請日以前の直近決算期に令和4年1月以前の期間が含まれる場合は、現決算期及び直近決算期の両決算期について法人税第72条第1条に基づく仮決算による中間申告を行った場合に限り、当該両決算期の中間申告の売上高及び売上原価（売上総利益率）で比較することができます。

2 売上高及び売上原価（売上総利益率）の根拠となる資料

補助事業実施の手引き 10ページ「(8) 売上高及び売上原価（売上総利益率）の根拠となる資料について」に規定された添付資料一式